

学校法人追手門学院就職活動におけるハラスメント防止に関する基本方針

2026 年 9 月 11 日制定

1. 制定の趣旨と基本姿勢

学校法人追手門学院（以下「本学院」という。）は、本学院が行う教職員の採用活動等において、応募するすべての求職者等の基本的人権と個人の尊厳を尊重し、公平・公正な採用・選考活動を実施します。

本学院の役員、教職員、その他本学院の業務に従事するすべての者（以下「教職員等」という。）による、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（ジェンダーアイデンティティ、性的指向に関する侮辱的言動を含む）、パワーハラスメント、その他のあらゆるハラスメント行為は、教育・研究機関としての社会的信用を揺るがす違法行為であり、本学院はこれを一切容認しません。採用活動に関わるすべての教職員等は、本方針を厳格に遵守しなければなりません。

2. 対象となる範囲

本方針の保護対象および行為者の範囲は以下のとおりです。

（１）対象者（求職者等）

本学院の教職員採用試験への応募者（求職者）、および本学院が実施・主催する説明会、セミナー、インターンシップ、教育実習等の実習プログラムに参加・受講する者、OB・OG 訪問等の活動で本学院の教職員等と接触する者など、本学院の教職員等と接触するすべての求職活動者等を含みます。

（２）行為者

本学院のすべての役員、教職員（常勤、非常勤、特別研究員、派遣労働者を含むすべての従事者）、および本学院に代わって採用活動や選考プロセスに携わるすべての関係者。

3. 採用活動等における遵守事項・行動規範

採用選考や実習等に関わるすべての教職員等は、求職者等との接触において、立場が求職者等に対して常に優位にあることを自覚し、以下の事項を厳格に遵守しなければなりません。

(1) 接触場所及び時間帯の制限（密室化の防止）

面談や打ち合わせ、面接等は、原則として本学院の施設内（会議室・面接室等）または本学院が公式に指定したオンライン環境（録画・録音の推奨）等、公的な場所でのみ実施します。

学外の飲食店（個室を含む）、カラオケ、ホテル、自宅などの密室となる場所での面談、および休日の対応を禁止します。また、時間帯や状況を問わず、アルコール（飲酒）を伴う会食、選考、面談、懇親を一切禁止します。

(2) 連絡手段の限定（私的連絡の禁止）

求職者等との連絡は、本学院が付与した公式連絡手段（公式ドメインのメールアドレス、学校の固定電話、または指定の採用管理システム等）のみを使用します。個人のプライベートな連絡先や、私用の SNS（LINE、Instagram、DM 等）を用いた直接のやり取り、個人アカウントの交換を厳禁とします。

(3) 適切なコミュニケーションの保持（プライバシー侵害の禁止）

採用選考において、業務遂行能力や適性に関係のない個人的な事項に関する質問や詮索を行ってはなりません。具体的には、交際相手の有無、配偶者の有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、家族構成、結婚・出産の予定、宗教、思想信条等の質問を禁止します。また、求職者等の容姿、服装、身体的特徴に関して、性的なからかいや評価を行うこと、ならびに優越的な地位を背景とした威圧的な言動や人格否定の発言を厳に慎みます。

(4) 複数名による選考の徹底

閉鎖的な空間でのトラブルや不適切な言動を未然に防ぐため、いかなる選考・面談プロセスにおいても、原則として複数名（2 名以上）で実施しなければなりません。1 対 1 での選考実施を厳禁とします。

(5) 公正な選考の確保と就職妨害（オワハラ）の禁止

採用選考にあたっては、能力や適性に基づく公正な評価を行い、性別や個人的な関係性等を理由とした不当な評価を行いません。また、本学院への就職を条件に他法人への就職活動を不当に妨害する行為（内定を条件に他社の辞退を強要する等のオワハラ行為等）を行ってはなりません。

4. 禁止されるハラスメント行為

教職員等は、求職者等に対し、男女雇用機会均等法等の趣旨に則り、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、およびその他のハラスメントに該当する以下の行為を絶対に行ってはなりません。

(1) 対価型ハラスメントの禁止

採用や選考における有利な取り扱い（内定の付与、選考通過、ポストの推薦、研究環境等の優遇）を条件として、性的な関係の強要、食事や個人的な交際・デートへの勧誘を行うこと。

(2) 不利益取扱いの禁止

性的な要求、個人的な交際、または不適切な要求を拒否されたことを理由に、選考において不利益な取扱い（不合格とする、意図的に評価を下げる等）をすること。

(3) 身体的接触の禁止

求職者等の意に反する不必要な身体接触を行うこと。

(4) 環境型・優越的地位ハラスメントの禁止

立場上優位な状況を利用し、社会通念上適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること（執拗な私的食事の誘い、威圧的な質問、過度な深夜対応や課題の押し付け等、就業や求職環境を害する言動すべてを含む）。

5. 相談窓口の設置と求職者等の保護

本学院は、求職者等が採用選考プロセスにおいて、不適切な言動を受けたり不安を感じたりした場合に、安心して相談・通報ができる相談体制を整備しています。相談は選考の可否には一切影響しません。

【求職者等ハラスメント相談・通報窓口】

本学院の採用選考、説明会、実習等においてハラスメント行為を受けた場合、または不適切な対応により不安を感じた場合は、速やかに下記窓口にご連絡ください。

■ 相談窓口： 法人事務局 総務部 総務課

■ E-MAIL： somu_soudan@otemon.ac.jp

（１）相談者および関係者の保護について

相談窓口の担当者は、相談者、当事者、および調査への協力者のプライバシー、名誉、人権を最優先に尊重し、相談内容および個人情報に関する秘密・匿名性を厳密に保護します。

（２）選考上の不利益取扱いの絶対禁止

本学院に対してハラスメントの相談・通報を行ったこと、または事実関係の調査に協力したことなどを理由に、採用選考において不利益な取扱い（選考の可否や評価における不利な扱い等）を受けることは絶対にありません。

（３）学外関係機関との連携

学外機関から、本学院に関する求職者等ハラスメントに関する相談や情報提供を受けた場合、本学院は速やかにこれらと連携し、真摯かつ適切な事実確認および対応を行います。

6. 事案発生時の迅速かつ適切な対応

ハラスメントの相談・通報があった場合、本学院は以下の体制で迅速かつ客観的に解決にあたります。

(1) 迅速な事実確認・調査

相談の申出に基づき、事実関係の有無について、当事者および関係者から迅速かつ客観的なヒアリング調査を実施します。

(2) 被害者への配慮と救済措置

ハラスメントの事実が確認された場合、被害を受けた求職者等に対して、速やかに必要な配慮（被害の回復、謝罪、公正な再選考等の救済措置等）を行います。

(3) 再発防止策の徹底

事案の原因究全を行い、同様の事態が発生しないよう、ハラスメント防止研修の実施や選考体制の検証など、再発防止措置を講じます。

7. 違反者に対する処分と措置

事実調査の結果、求職者等に対するハラスメント行為が確認された教職員等に対しては、ハラスメント防止規程に定める手続きを経たうえで、関係する就業規則等に基づき、厳正な処分を下します。また、ハラスメント行為への関与が強く疑われる、または確認された教職員等は、即座にすべての採用選考および求職者等と接触する業務から除外します。

附 則

この方針は、2026年9月11日から施行する。